

平成 24 年 5 月 31 日号 全国社会福祉協議会政策委員会 政策情報 (vol.22)	発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 TEL 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp
--	--

送付資料

1. 平成 24 年度政策委員会総会を開催
2. 社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会開始
3. 障害者総合支援法案、優先調達推進法案の動き
4. 保育士試験の受験要件に認可外保育施設での実務経験を追加

1. 平成 24 年度政策委員会総会を開催

5 月 18 日（金）、平成 24 年度全社協政策委員会総会を開催した。総会には、本会を構成する組織、関係団体から選出された政策委員会委員 26 名が出席し、平成 23 年度事業・活動報告案、決算、平成 24 年度事業・活動計画案、収支予算案について了承された。

総会で協議された内容は以下の通り。

<平成 23 年度事業・活動>

1) 東日本大震災被災者への支援活動の推進

被災地の社会福祉事業の復興に関して要望書を厚生労働大臣あてに提出するとともに、各構成組織、社会福祉施設協議会連絡会において、支援活動に取り組んだ。

2) 社会保障改革・制度見直しへの対応

社会保障・税一体改革及び各福祉分野における制度改正等の論議が行われ、政策委員会では随時情報収集し、情報提供を行った。

3) 「全社協 福祉ビジョン 2011」の具体化への取り組み

ビジョンに示した「行動方針」に沿った活動を展開するため、政策委員会内にテーマ別検討会として「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」を設置して検討をすすめた。

4) 社会福祉制度・予算の充実にに向けた要望活動の実施

各構成組織と連携し、福祉サービス水準の維持・向上、福祉人材確保対策の充実、地域福祉の推進、分野毎の対策の充実にめざして、社会福祉予算、税制に関する要望活動を行った。

- ・「平成 24 年度社会福祉予算・税制に関する重点要望書」
- ・「社会福祉事業の復興に関する要望書」(再掲)

5) 幹事会の開催

幹事会は 6 回開催した。幹事会では、各分野の動向について情報共有するとともに、政策課題に関して検討を行った。

6) テーマ別検討会

テーマ別検討会として「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」を 3 回開催した。検討会では、社協及び福祉施設(社会福祉法人)における制度外のサービスの取り組みについて実践事例報告を受け、社会福祉法人の役割や推進上の課題について議論を行った。

7) 広報活動

「政策情報」を 9 号発行し、委員会活動の動き、社会保障・税一体改革や各分野の制度改正に向けた動向等の政策関連情報を政策委員会構成組織に提供した。また、「速報」としてメール配信による情報提供も行った。

8) 政策委員会ホームページの開設

政策委員会内の情報共有、政策動向の情報提供を主な目的として政策委員会のホームページを開設した。<http://www.zseisaku.net/>

<平成 24 年度事業・活動計画>

平成 24 年度の事業計画について、幹事会の開催を通して以下の通り事業・活動を実施することとなった。

1) 全社協 福祉ビジョン 2011 の具体化への取り組み

23 年度に引き続き、テーマ別検討会を設置し、社協や福祉施設(社会福祉法人)等の制度外のサービス・活動の現状を把握するとともに、社会福祉法人の今日的役割や機能、具体的な取り組み方策等について検討する。

2) 東日本大震災被災者への支援活動の推進

各構成組織、社会福祉施設協議会連絡会を中心に、復興支援の具体的取り組みを進めるとともに、災害救援、被災者支援活動に関する総括、検証を踏まえて、政策委員会として必要な提言等を行う。

3) 社会保障改革・制度見直しへの対応

- ① 社会保障・社会福祉財源確保の働きかけ

②地方分権改革への対応

- ・規制緩和、一括交付金等に関する情報収集と対応
- ・大都市制度に関する検討への対応

③高齢者介護・生活支援への対応

④子ども・子育て新システム、社会的養護対策への対応

⑤障害者総合支援法等への対応

⑥孤立・生活困窮への対応

- ・生活支援戦略（仮称）、生活保護制度見直しへの対応

⑦福祉人材対策への対応

⑧民生委員・児童委員活動の推進

※孤立・生活困窮への対応に関する緊急調査・緊急提言

住民、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、ボランティアグループ等による見守り・支援活動の実態、孤立・生活困窮への対応の現状を明らかにするとともに、さらなる発展のための課題を整理することを目的に、市町村社協を通してのアンケート調査を行うこととする。

調査結果は、社協及び民生委員・児童委員の活動方針、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の論議に参加するための基礎資料とする。また、調査結果を踏まえた提言をとりまとめる。

4) 調査研究

政策委員会において幹事間の共通テーマを設定し、有識者を招いた学習会や意見交換、事例収集等を進めることとする。

（検討テーマ案）

- ・行政、社会福祉関係者、住民の協働による地域包括ケアの展開
- ・福祉・介護人材確保の課題

<監事の選任>

浅川監事が埼玉県社協を退職され、監事 2 名のところが 1 名空席となっており、総会において選任を行った。

任期途中ということもあり、埼玉県社協から選出された後任の杉内荘祐委員に監事にご就任いただくことを事務局より提案し、了承された。

<講演>

協議題終了後、厚生労働省社会・援護局総務課古都賢一氏より社会保障と税の一体改革及び生活支援戦略（仮称）の動向についてご講演をいただいた。

2. 社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会開始

社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）に生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）が盛り込まれたこと等を受け、社会保障審議会に、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、4 月 26 日に第 1 回部会が開催された。同部会の構成メンバーとして、社会福祉関係者として勝部麗子氏（豊

中市社協地域福祉課長)、武居敏氏(全国経営協副会長)、長谷川正義氏(全
民児連理事)の3名が参画している。

「生活支援戦略」(仮称)については、5月中には国家戦略会議にその骨格を
報告し、7月頃とりまとめられる「日本再生戦略」の中に中間まとめが盛り込ま
れる見通しとなっている。

特別部会では、今後6月にかけて委員からの報告を順次受けながら生活困窮
者や孤立者の抱える課題や生活保護制度の課題等について、全体的な議論を行
う。本年7月頃から生活困窮者・孤立者対策及び生活保護制度の見直しについ
て、次期通常国会への所要の法案を提出することも念頭に、具体的な制度設計
の検討を行い、秋頃生活困窮者対策に係る報告書及び生活支援戦略(仮称)をと
りまとめる予定。

特別部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi12>

第1回部会(4月26日)

西村厚生労働副大臣、津田厚生労働政務官の挨拶の後、宮本太郎氏(北海道
大学大学院法学研究科教授)が部会長として選任された。事務局より生活困窮
者や孤立者の現況、生活保護制度の現況が報告され、生活困窮者対策と生活保
護制度の見直しの方向性、および今後の部会のすすめ方について資料説明が行
われた。その後、各委員から生活困窮者の生活支援に関する課題認識等につい
て意見交換が行われた。

第1回部会議事録

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000002bsq9.html>

第2回部会(5月7日)

生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの方向性について委員からの意見聴
取がされた後、3名の委員からヒアリングを行い、質疑応答や意見交換が行われ
た。

①生活保護自立支援の現場から

櫛部武俊委員(一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会)

②若者の自立支援分野から考える生活困窮者対策の在り方について

谷口 仁史委員(NPO スチューデント・サポート・フェイス 代表理事)

③ほっとプラスの生活支援ジェネラル・ソーシャルワークの実現を!

藤田孝典委員(NPO 法人ほっとプラス代表理事)

主な意見は以下の通り

(小杉委員)

- ・生活保護制度からの出口として、多様で柔軟な働き方を作っていくことが重
要。

(勝部委員)

- ・債務整理や家計再建の支援には権利擁護の視点が必要。日常生活自立支援事業のようなサポートが重要。
- ・制度の狭間にある人は自分から相談に来ることはない。アウトリーチが重要。
- ・大阪では、制度の狭間の問題を専門に対応するコミュニティソーシャルワーカーが配置されている。潜在化している問題を発見するためには、地域の力とともにコミュニティソーシャルワーカーのような専門家が地域に入っていくという両面が必要。

(駒村委員)

- ・生活困窮者支援の担い手として民間非営利団体への期待が大きい。非営利団体において継続性と専門性を確保するための方策は何が必要か。行政との望ましい業務契約のあり方とはどのような形か。

(藤田委員)

- ・福祉は縦割りで、しかも制度化されてお金がつく部分しかやっていない。ジェネラルソーシャルワークが必要。

(奥田委員)

- ・あまりに拙速に生活保護の削減につながるような議論はやるべきでない。
- ・就労意欲以前に意思、意欲をどう醸成するか。
- ・生活困窮の要因は複合化しており、対応する支援も複合化する必要がある。
- ・財源について、事業主体が行政の場合、NPOはどこまでも受託しているに過ぎない。地域共有の財源というような考え方ができないか。

3. 障害者総合支援法案、優先調達推進法案の動き

<障害者総合支援法案>

障害者総合支援法を含む関係法律改正案として、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が4月26日に衆議院において可決され、参議院に送られた。

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする（平成26年4月1日から施行）などの修正が行われた。また、障害福祉計画の策定に当たっては、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮することなど、計10項目の附帯決議がなされている。

<優先調達推進法案>

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保し、需要を増進することを目的とした、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」が、4月26日、障害者総合支援法案とともに衆議院において可決され、参議院に送られた。

法案では、国等、地方公共団体等に、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務を定めている。その責務を果たすために、厚生労働大臣は毎年度「基本方針」を策定・公表し、それをもとに、国等、地方公共団

体等は、毎年度「調達方針」を作成・公表するとともに、調達実績をとりまとめ公表することを求めている。これにより、障害者就労施設等への官公需が飛躍的に増大することが期待される。

4. 保育士試験の受験要件に認可外保育施設での実務経験を追加

厚生労働省は、平成 24 年 3 月 30 日に「保育士試験の実施について（雇用均等・児童家庭局長通知）」の一部改正通知を各都道府県等あてに発出し、平成 24 年 4 月 1 日から保育士試験の受験資格に「認可外保育施設」や「子育て支援交付金の交付対象事業等」のグループ型小規模保育事業等での勤務経験を加えることとした。これによって、認定基準を満たす認可外の保育施設でも 2 年以上の実務経験（中学卒業者の場合は 5 年以上）があれば新たに受験を認めることになった。ことし 8 月に行われる試験から受験できる。

待機児童の解消に向けて保育所の新設や受け入れ児童数の増加を行うためには保育士の確保が必要であり、都市部を中心に深刻となっている保育士不足を解消するために、受験要件を緩和し、認可外保育施設での勤務経験等も対象としたもの。

改正通知ダウンロード

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120411N0010.pdf>

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。